



資料No.3  
近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
平成26年度第5回

# 東播海岸 直轄海岸保全施設整備事業

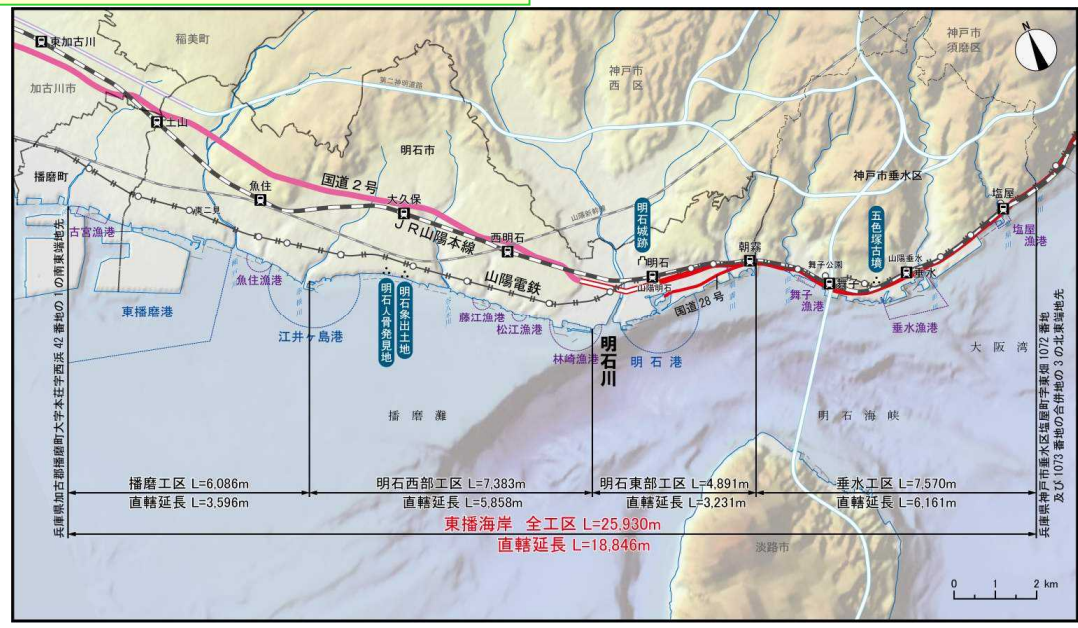
## 【再評価】

平成27年3月

近畿地方整備局

# 東播海岸の概要(海岸域の概要)

- 東播海岸は、瀬戸内海に面し、「兵庫県神戸市垂水区の東端、堺川河口から明石市を経て、加古郡播磨町本荘の喜瀬川」に至る延長約26kmの海岸である。かつては、淡路島・家島群島を望み、白砂青松の砂浜の続く、美しい瀬戸内海の典型的な景観と讃えられた海岸であった。
- 本海岸の背後地のうち、神戸市垂水区付近は六甲山地が海岸に迫り、わずかな低地部に国道2号、JR山陽本線、山陽電鉄などの主要交通が集中している。一方、海域でも狭小な明石海峡においては船舶航行が多く、過密状態にある。
- 沿岸では、海苔の養殖が行われ、タイやタコを漁獲する漁業活動の盛んな地域である。また、阪神地区に隣接するため、早くから開発による市街地化が進行している。明石市の西部より播磨町にかけての海域は、「播磨工業整備特別地域」として、昭和40年台より埋め立てが行われ、大規模な工業地帯となっている。

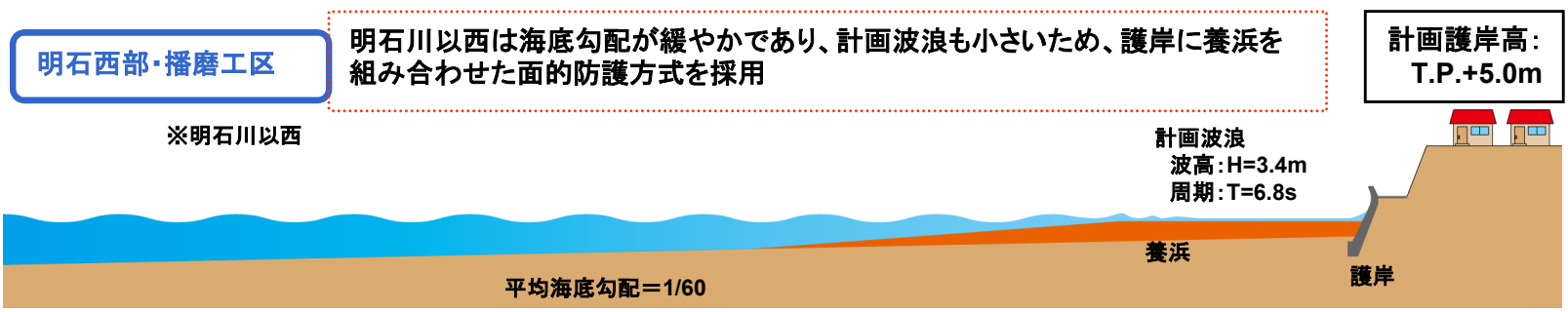
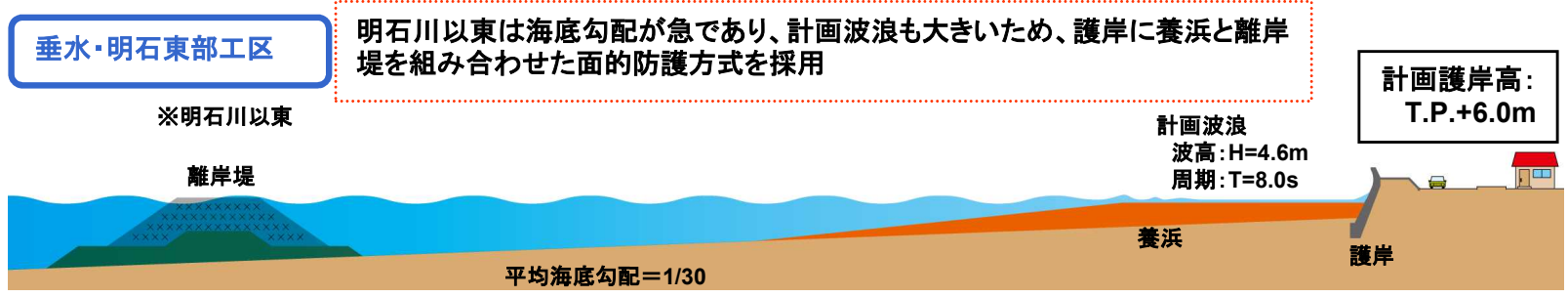
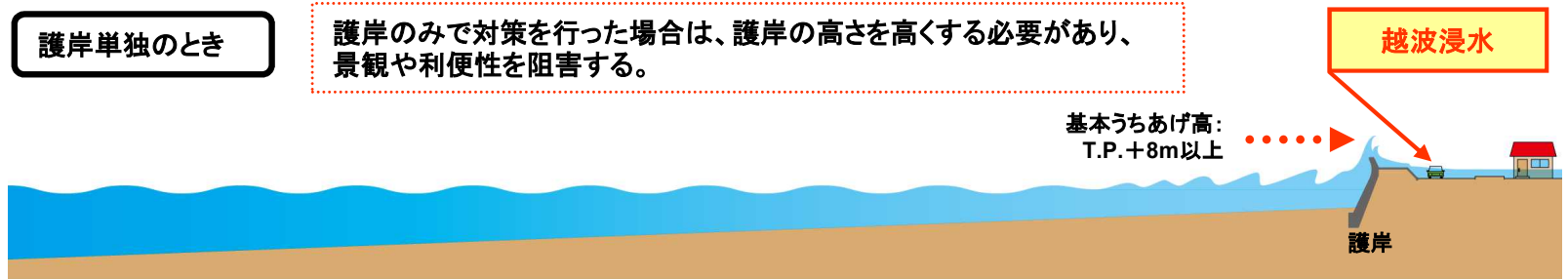


区間	(起) 兵庫県神戸市垂水区塩屋町字東畑1072及び1073番地の合併地の3の北東端地先 (終) 兵庫県加古郡播磨町大字本庄字西浜42番地の1の南東端地先
海岸延長	直轄延長: 25,930m 直轄施工区域: 18,846m

# 事業の概要(海岸保全施設整備事業の主な事業内容)

- 計画外力は昭和39年台風20号、昭和40年台風23号による災害を契機、昭和44年度に現行計画となった。
- 明石川より西側の海底地形は緩やかであるが、東側は海底が急勾配である。そのため、明石川を境界として、西側は護岸・養浜で、東側は護岸・養浜・離岸堤の整備を行ってきた。
- 人命に影響するような床上浸水被害等を極力減少させることを目的に未整備箇所の護岸・離岸堤の整備を行う。

## 東播海岸の基本的な防護の考え方



# 前回評価時からの変更点

- 前回評価時(平成23年度)から地元調整、用地交渉が難航したため事業期間を5年間延長した。また、一部対象施設を変更したため総事業費が14億円増となった。
- 事業内容は大きく変わらない。

	前回評価時 (平成23年度)	今回評価	備考
整備目標	浸水被害から極力人命に影響するような床上浸水被害を軽減。 波浪等による海岸侵食防止。	同左	
事業期間	昭和36年度～平成27年度	昭和36年度～平成32年度	地元調整、用地交渉が難航したため。(5年間延長)
総事業費	約332億円	約346億円	一部対象施設を変更したため。(約14億円増額)
事業諸元	護岸、離岸堤、突堤及び養浜	同左	

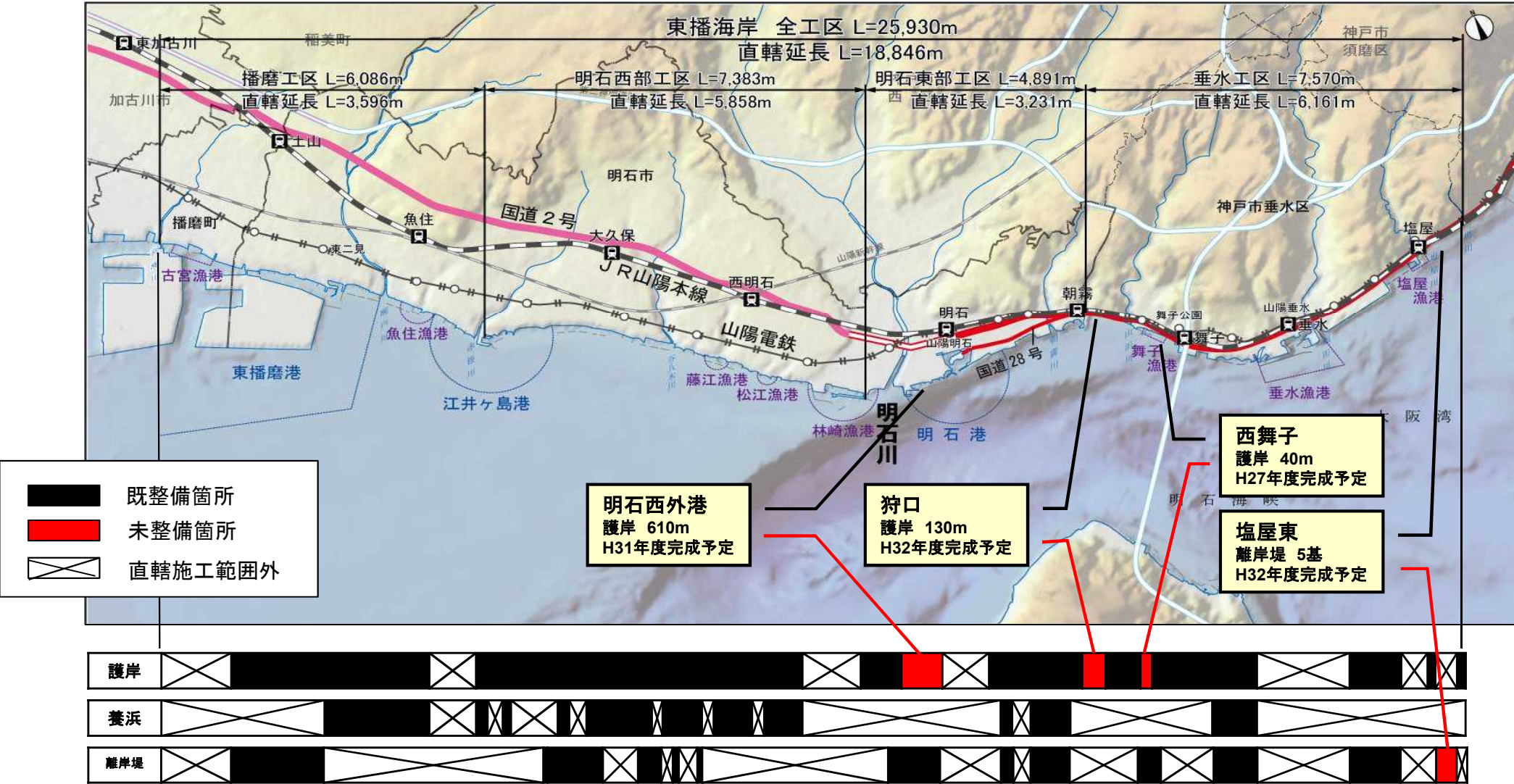


# 再評価の視点

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	東播海岸想定はん濫区域内市町の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約0.1%増とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回全体 B/C 1.2 残事業 B/C 27.6
3) 事業の進捗状況	護岸、離岸堤、突堤及び養浜を実施し、進捗率(事業費)約92%	平成26年度末まで投資額:約317億円
事業の進捗の見込みの視点	残4地区(塩屋東、西舞子、狩口、明石西外港)の護岸、離岸堤を完了させる。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

# 事業の進捗の見込みの視点

■ 残4地区(塩屋東、西舞子、狩口、明石西外港)について、早期の便益の発現に向けて、護岸、離岸堤の整備を進め、早期の事業完了を目指す。



# 自治体の意見等

## 兵庫県知事

東播海岸は、神戸市垂水区から加古郡播磨町に至る約26kmの海岸で、背後には人家や工場・商業施設が密集し、国道2号、JR山陽本線、山陽電鉄など、地域の主要な交通幹線が控える重要な海岸である。

当海岸では、昭和40年の台風第23号により家屋流失壊145戸、半壊903戸と甚大な被害を受けるなど、昭和以降、台風による深刻な被害を受けてきた。これらの浸水被害を防止するため、現在、西舞子地区で防潮堤の整備が進められ、また明石西外港地区では、防潮堤の整備に着手されようとしており、地元住民もその整備を強く望んでいる。

こうしたことから、引き続き本事業を継続し、安全で安心な海岸の整備を推進していただきたい。特に防潮堤の整備については、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震に伴う津波に対しても防護効果があることから、早期完成に取り組んでいただきたい。

## 対応方針(原案)

### 対応方針(原案)

東播海岸直轄海岸保全施設整備事業は、事業の必要性等に関する視点による再評価及び事業の進捗の見込みに関する視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断でき、かつ、コスト縮減や代替案等の可能性の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断出来ることから「事業継続が妥当」である。

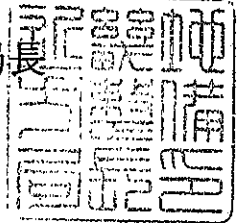


国近整企画83号

平成27年2月16日

兵庫県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成27年3月9日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成27年3月3日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463



(再評価)

**【海岸事業】**

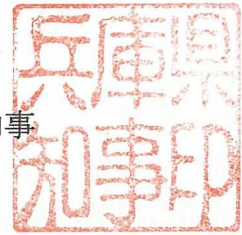
事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
東播海岸直轄海岸保全施設整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

土 第 1716 号  
平成 27 年 2 月 27 日

近畿地方整備局長 様

兵庫県知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成  
に係る意見照会について（回答）

平成 27 年 2 月 16 日付け国近整企画第 83 号で照会のありました標記の件につき  
まして、別紙のとおり回答します。

**【海岸事業】**

**〈東播海岸直轄海岸保全施設整備事業〉**

**兵庫県知事の意見**

東播海岸は、神戸市垂水区から加古郡播磨町に至る約26kmの海岸で、背後には人家や工場・商業施設が密集し、国道2号、JR山陽本線、山陽電鉄など、地域の主要な交通幹線が控える重要な海岸である。

当海岸では、昭和40年の台風第23号により家屋流失壊145戸、半壊903戸と甚大な被害を受けるなど、昭和以降、台風による深刻な被害を受けてきた。これらの浸水被害を防止するため、現在、西舞子地区で防潮堤の整備が進められ、また明石西外港地区では、防潮堤の整備に着手されようとしており、地元住民もその整備を強く望んでいる。

こうしたことから、引き続き本事業を継続し、安全で安心な海岸の整備を推進していただきたい。特に防潮堤の整備については、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震に伴う津波に対しても防護効果があることから、早期完成に取り組んでいただきたい。